

令和4年3月10日

豊見城市議会議長 外間 剛 殿

豊見城市役所内部における市長等
特別職からのパワーハラスメント
等実態把握調査特別委員会

委員長 大城 吉徳



豊見城市役所内部における市長等特別職からのパワーハラ
スメント等実態把握調査特別委員会中間報告

豊見城市役所内部における市長等特別職からのパワーハラスメント等実態把握調査特別委員会における付託事件の調査事項について、会議規則第45条第2項の規定により、下記の項目に沿って中間報告をします。

記

- 第1. はじめに
- 第2. 調査事項
- 第3. 調査概要と結果
- 第4. 委員会開催状況
- 第5. 今後の動向

第1. はじめに

豊見城市議会では、市長・副市長よりパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受けたという職員からの苦情が議員複数名に届いたことをきっかけに、全会一致による調査実施の協議を図りましたが、与党側の反発により党派を超えた共同調査が不成立となったことから、野党側で組織する「有志の会」により市長等特別職からのパワハラに関する職員アンケート調査が実施されました。その結果、市長等特別職から自身がパワハラを受けたと 28 件にも及ぶ被害の申告があり、市議会一般質問やマスコミ報道含め、パワハラ疑惑として世間を騒がせることとなりました。

それらを受け山川市長は、雇用管理上の措置として、ハラスメント事案に対する意見・助言を求める第三者委員会の設置要領の制定とあわせ、令和3年11月8日の記者懇談会において、自身を含む特別職によるパワハラ行為などについて審議する意向を突如表明しましたが、当該委員会が条例に根拠をなさない懇話会形式の組織であることに反発した市議会は、中立・公正さの担保のため第三者委員会は地方自治法及び豊見城市附属機関の設置条例に基づき設置される適正な委員会とすべき議会決議として、同年11月10日（決議案第4号）可決により公式表明による抵抗に至るも、長設置の第三者委員会は、設置根拠を懇話会としたまま平行線を辿りました。

そのような中、同年12月17日、有志の会は、野党側のみで設置された任意団体としての位置付けに留まることを自認していたこともあり、市長等特別職によるパワーハラスメントについての全容解明に努める公正な権能を持つべきことと、市民や職員に対して一連の騒動に関する説明責任を果たすべきとし、豊見城市議会委員会条例第6条を設置根拠とした「豊見城市役所内部における市長等特別職からのパワーハラスメント等実態把握調査特別委員会（以下「議会パワハラ委員会」という。）」の設置決議案第6号が令和3年12月17日可決し、現在に至っております。

第2. 調査事項

① 実態把握のための職員アンケートの取り扱いについて

- ② アンケート結果に基づく参考人への聴取
- ③ 豊見城市ハラスメント事案に関する行政運営及び、同第三者委員会設置要領に基づき設置される組織並びに、所掌事務の作業実態等に対する監視
- ④ 本特別委員会が必要とする調査全般

第3. 調査概要と結果

① 実態把握のための職員アンケートの取り扱いについては、アンケート調査要領を策定し、令和4年1月24日から1月31日において、班長級以上職員165名を対象にアンケートを実施。回答数130件、回答率78.78%。回答結果は、自身がパワハラを受けたが26人であり、その内訳、市長から22人、副市長から8人、教育長から0人、教育委員から3人となり、自分自身以外の方がパワハラを受けているのを見たり・聞いたり・相談を受けたことがあるかの問いに対し、「ある」と答えた職員は91人。さらに、議会の設置した特別委員会に参考人として参加し、実状や体験を報告するとして、実名により申し出た職員が8人でありました。

② アンケート結果に基づく参考人への聴取については、名乗り出ていただいた8名中7名の職員が個別かつ直接面談形式により、令和4年2月14日開催の本特別委員会にて聴取を行い、業務の都合上参加できない1名については、委員長より書面を用いて質問形式による聴取を行い、それぞれの状況確認を行いました。また、アンケート等から名前のあがった前教育長、前教育部長、現教育部長の3名についても、同年2月17日開催の本特別委員会にて参考人聴取を実施しました。

なお、本調査に参考人として自ら名乗り出ていただいた職員からの聴取内容をケースごと、また複数人から得た類似事案については併記のうえ、次のとおり報告します。

【 ケース① 】

法律上、同意を必要とする公益団体（観光協会）への派遣人事について、副市長室に呼ばれ、副市長から公益団体（観光協会）の財政的自立を促すため、新規派遣の同意を求められたが、「財政的自立を促す目的であるのであれば、財政課や観光業務等を経験している職員を派遣するのが適切ではないか。両方の業務経験がない私は不適切、適任ではない」と考えを伝えたところ、副市長から「向こうで何もする必要はない。3年間行ってくればそれでいい」という言い方をされ、同意を断る権利もありましたので、私は「同意いたしかねる」ということでお断りしました。その後、市長室に呼ばれ、「断ったというのを聞いた。市長の私がお願いしても無理か」と言われたが、副市長にお伝えした同じ内容で説明してお断りをしたら、市長から「人事課長だったあなたがそんな態度だから、この組織はだめなんだ」という発言を受けた。

【 ケース② 】

例年、毎年度2回、市役所内に赤十字血液センターが役所内に献血カーを持ってきて献血を実施します。私が健康推進課長のときに市商工会青年部の方から連絡があり、「ボランティアで商工会メンバーに募って献血をすることと併せて、来庁される市民への呼びかけを協力したい」というお話をいただき、これは当然ありがたい話で「よろしく申し上げます」とお答えさせていただき、部長にも口頭で報告は行っていたところでありましたが、数日後、市長室に呼ばれ、「献血に商工会青年部が来るそうだが、どうして私には何の報告もしていないんだ」と市長からお話を受け、「確かに申し訳ありません」とお詫びをしたが、市長は感情的になられていて、机をたたきながら「二十何年も役所で働いてあなたは、その程度なのか」、「今までの政権は人材育成が全然なっていない」というようなことを言われ、その場は黙ってやり過ごすしかないと黙っていたところ「商工会は、売名したいんだったらよそでやってもらえば」というような言い方をされたので、

そこは違うと思い「団体がボランティア活動に協力してくれるということなんですよ」と言うと、「言い訳をするな」とすごまれて、そこから以降、私は黙りました。

【 ケース③ 】

市長より県に提出する依頼文書作成の指示を受けて 15 分程度経過した頃、市長が執務室内に入ってきて「まだか。」との発言を受けた。文書作成には県から情報を収集する必要があることを説明したが、「あなたはのんびり仕事をするんだな。30 分後に直接県に提出しに行くからすぐに作成しろ」と発言があった。文書の内容について市長とも調整を要すること、正式な公文書となるため起案も必要な旨説明したところ、「市長の私が指示しているのだから、起案などは後回しにしろ」と恫喝を受けた。

至急、県に聞き取りを行い文書を作成したが、その内容について十分に精査することもなく提出することとなった。

【 ケース④ 】

令和 3 年 6 月上旬、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止対策のため、市内の小中学校が取るべき措置を緊急的に検討した結果、第一に蔓延を抑制すること、第二に保護者を含む児童の安全、第三に学校側（小中学校校長会）の意見を踏まえ、教育委員会事務局において決定した児童受入れ停止についての判断が新聞報道されたことに当時の学校教育課長を一方向的に繰り返し叱責し、療養休暇に追い込んだ件について、アンケート記述や参考人招致を含め多くの証言を得た。

ケース④類似事案（参考人A）

本人から聞いた内容は、コロナ感染症の拡大で学校関係の休校等について、担当の部長、課長が市長に呼ばれ、市長からの質問に一言も部長が答えないため、課長が答えたらターゲットになり叱責を受けた。

ケース④類似事案（参考人B）

当事者から直接聞いた内容はコロナ感染症の蔓延防止対策として、校長会にて決定した児童受入れ停止について、担当部長と課長が市長に呼ばれ、強い叱責を受けた。部長は一切しゃべらなくて、市長はずっと課長にだけ、一方的に机をたたきながら、「お前はそれでも管理職か。明日までに答えを持ってこい」というような言われ方を3、4日連続で受けた。その後、彼は昨年6月頃から延長を含む約半年間の療養休暇となり、令和4年1月1日から復職、復職が決まった時点で、昨年12月に人事課に対して、班長への希望降任願いを提出していたが、人事課からは何の打診もなく新年を迎えて復職。復職は管理職である参事として復職辞令をもらっているが、彼に出されたのは参事という復職辞令だけで、特命事項は付与されていません。全く仕事を与えられてない状況で、復職だけ認められて1カ月間、1日席に座って帰るを繰り返していました。その間に彼は直の部長、また人事課に特命事項を与えてほしいとアピールはしたが、特に動きもないまま、2月1日付けで急遽、昨年12月に出した希望降任を認める形で降任異動となっています。

ケース④類似事案（参考人：現教育部長）

当時、市長に呼ばれた時の状況としては、市長が大きな声で「どうなんだ、どうしてなんだ」というふうな感じで言われていたが、うろ覚えではあるが机を叩いたりにはなかったと思います。細かい内容が分からなかったのが当時の学校教育課長が市長へ説明をしており、側に座っていたので、一緒に自分も怒られているというか担当部長、課長として一緒に怒られていた。担当の部長、課長として市長へ報告しなかったことはミスだが、教育委員会が100%ミスなのかという部分に関しては教育委員会のミスではない。教育委員会が独立した機関として、組織として成り立っているかという点、確かに独立した機関ではあるが、職員は市長以下の職員というものには変わりはない。

ケース④類似事案（参考人：前教育長）

令和3年6月4日金曜日。市長に現教育部長、前学校教育課長が2回ほど呼ばれ、コロナで学校休業の児童の受入れについて話合いが行われていた。市長室から帰ってきた前学校教育課長は、「20年以上公務員をしているがこんなことは初めてだ」と言っていることを同僚が聞いている。私が当時、現教育部長に聞いた話では「前学校教育課長は市長から一方的に怒鳴られてい

る」「市長は机をカチカチ叩くなどし、だんだん言葉が荒くなり、声を荒げた状態」「以前市長室で、教育長が人事問題のときのような対応だった」と現教育部長から当時内容を確認した。人事問題のときの対応とは一方的に大声を張り上げて私を怒鳴ってきたことがあるので、そういうようなことを職員にやっていると感じた。

17時過ぎに市長、副市長に私が呼ばれました。感染症対策に関する休校措置については、教育長の権限を学校長に一部委任していることを説明すると市長、副市長からは何ら反論もなく校長会で決められたことに対しても何ら異議など、一言もありませんでした。

【 ケース⑤ 】(参考人：A課長発言)

○与根体育施設の問題を議会でやりとりが始まって、その中の業務調整になると思いますが、あのときの構図は市長部局と教育委員会のほうでちょっと対立しているような雰囲気がありました。市長から「誰が課長にしたと思っているんだ、飛ばすから覚悟しておけ」というふうに言われる。

○市長から何回も怒られて恫喝された。

○市長・副市長に人事異動の件で調整しに行った後に市長が下りてきて、部長席の前で恫喝する。

【 ケース⑥ 】(参考人：前教育部長発言)

教育委員会では、学校長とPTA会長の会議がある。PTA会長には議員もおり、会議終了後、会食をした。翌日、市長室に呼ばれ議員と一緒にご飯を食べていたらしいな「政治的なことはやめろ」と言われた。

【 ケース⑦ 】(参考人：前教育部長発言)

○市長から提案された教育委員会人事案を私が断ったことに対して、市長が大声を張り上げ、威圧した目で「許さんからな」と怒鳴る。

○給食費の値上げの手順、他市の状況の説明をしていた。市長も発言をしてい

て、できるだけ市民の意見を反映させるためと述べていた。職員の説明に市長が「自分の話が聞けないのであれば出ていけ」と大声で怒鳴った。説明内容及び説明資料が市長の求めていたものと相違していたことにあると感じた。

以上、本調査における参考人聴取内容の一部抜粋となります。

なお、第2. 調査事項の

③ 豊見城市ハラスメント事案に関する行政運営及び、同第三者委員会設置要領に基づき設置される組織並びに、所掌事務の作業実態等に対する監視

④ 本特別委員会が必要とする調査全般

については、現在、執行機関より説明員を招致するなどし、調査をすすめています。

第4. 委員会開催状況

本委員会設置決議後、作業チームの細かな会議を除き、全12回の特別委員会を開催。アンケートの内容協議、開封集計作業、参考人聴取、説明員等の招致等を実施しました。現在までの委員会開催内容状況等を含め、実施したアンケート集計結果の詳細を今年度内に市議会ホームページにて公開予定であります。

第5. 今後の動向

本特別委員会が実施したアンケートに記載された自由記述や参考人発言については、引き続き慎重な調査を行う必要があることから、状況に応じて執行機関職員も対象に参考人として委員会招致し、さらなる実態把握を進めてまいります。なお、自由記述欄も含め参考人招致により得た内容については、プライバシーに配慮しながら可能な限り市議会ホームページで報告いたします。

また、日本弁護士連合会の地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針で

は、「地方公共団体における第三者調査委員会の行う調査は、適法かつ適正な行政の執行を確保するため、公正・中立な立場から、対象事案につき事実関係を究明・把握・認定し、必要に応じて意見等を形成し、これを報告することを目的とする。」として地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3第1項の附属機関として第三者委員会を設置する場合は、条例を根拠とする必要があり、その形態が第三者委員会の趣旨を全うするために最も適した形態であると示していることから、長設置の懇話会形式の第三者機関が、条例に基づく附属機関としての設置根拠を確保するよう求めつつ、市議会の権能としての監視を継続することを申し添え、豊見城市役所内部における市長等特別職からのパワーハラスメント等実態把握調査特別委員会の中間報告とします。